

処分基準

平成18年 6月 1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第2項
処 分 概 要：車両の使用制限命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先： 佐賀県警察本部交通部交通指導課企画指導係 (電話0952-24-1111 内線5124)
備 考： 令和元年12月3日改訂